

船員保険のお知らせ Vol.2

漁船員のうち、歩合によって報酬が支払われる方の標準報酬月額の改定をご紹介します。

漁船員に多く採用されている歩合給は、水揚げに対する一定の割合が支払われる報酬のため、報酬月額の算定方法も前年同漁期の実績を基準に今後の報酬を推計する方法を取っており、改定契機も一般の報酬と異なります。

「被保険者報酬月額変更（基準日）届」の届出が必要になる時期

1. 要素変更による改定

歩合給は、漁獲物の種類が変わった等、今後の報酬の額がこれまでと異なってくる事由が発生した場合に報酬月額の見直しを行います。**報酬の算出の基礎となる要素の変更によって、これまでの標準報酬月額に該当しなくなったときに「被保険者報酬月額変更（基準日）届」の提出が必要です。**要素に変更があった日の翌月（要素に変更があった日が月の初日の場合はその月）に標準報酬月額を改定します。

<参考>歩合による報酬の算出の基礎となる要素

- 乗り組むべき船舶 ○船舶の用途 ○船舶の構造または設備 ○漁業装備 ○漁獲物の種類
- 操業区域 ○歩合金の算出方法 ○乗組員の持歩の合計 ○被保険者の持歩
- その他報酬に著しい影響を与える事情

2. 基準日における改定

年間を通して要素変更がない被保険者も、実際に受ける報酬と標準報酬月額が乖離しないよう、**毎年9月1日（これを「基準日」といいます。）に報酬月額を見直すため、「被保険者報酬月額変更（基準日）届」の提出が必要です。**これまでの標準報酬月額に該当しない場合は、9月に標準報酬月額を改定します。

なお、基準日前1年以内に被保険者になった乗組員、または上記「1. 要素変更による改定」をした乗組員がおり、その際に1人歩歩合金（ウラ面を参照ください。）の見直しを行っている船舶は、基準日改定の対象になりません。

お願い 2種類の「被保険者報酬月額算定基礎明細書」を添付してください

「被保険者報酬月額算定基礎明細書」は、年金事務所が各船舶所有者の水揚げ、大仲経費、乗組員の持歩の合計、各被保険者の持歩、労務期間、船主と船員の配分比率等を把握し、報酬の支払状況を確認するために提出いただくものです。

「被保険者報酬月額変更（基準日）届」や「被保険者資格取得届」には、次の2種類の「被保険者報酬月額算定基礎明細書」を添付してください。

- 船員保険 厚生年金保険 被保険者報酬月額算定基礎明細書（総括）
- 船員保険 厚生年金保険 被保険者報酬月額算定基礎明細書（被保険者別）

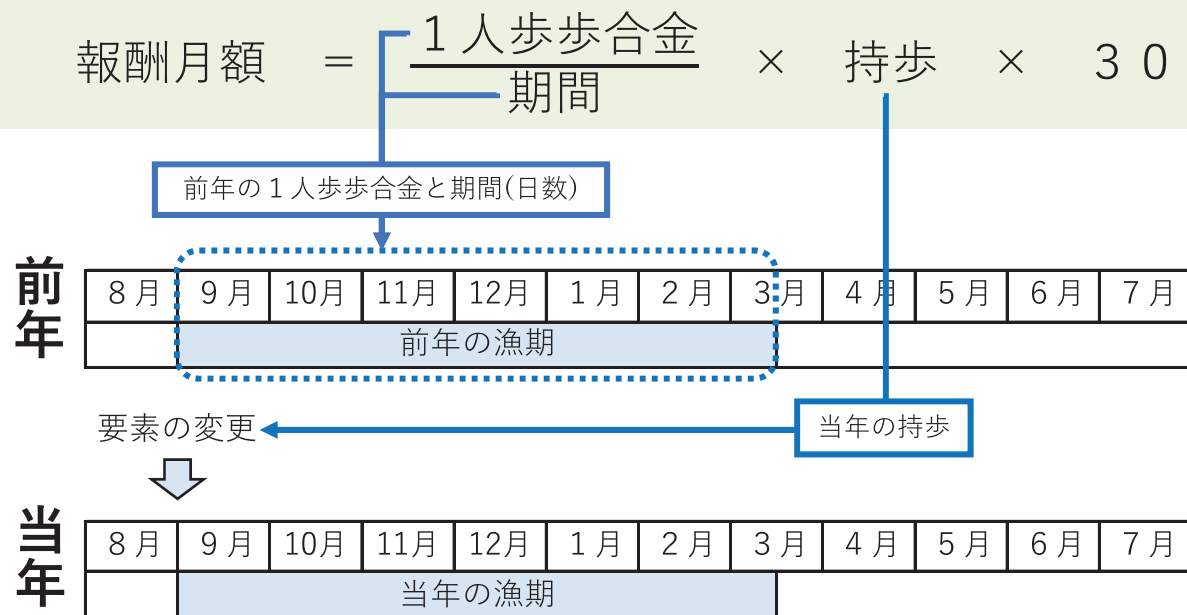


日本年金機構
Japan Pension Service

ウラ面：歩合による報酬の算定方法

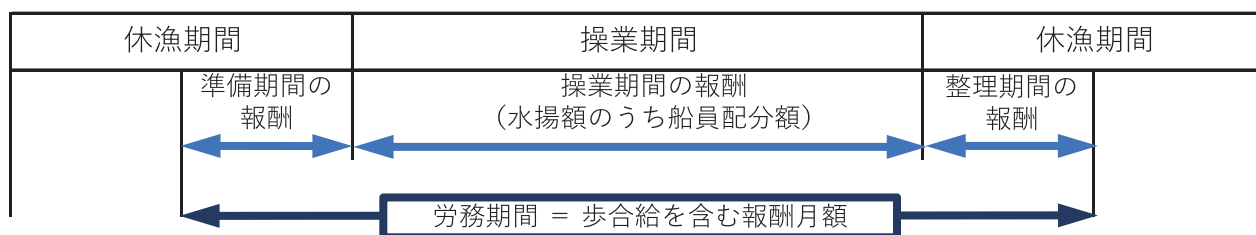
歩合による報酬の算定方法

歩合により報酬が支給されている場合は、原則として、その被保険者が乗り組む船舶の乗組員の**前1年間の1人歩歩合金**を基準として、以下の方法で算定します。



期間とは

歩合金支払いの対象となった労務期間の**日数**です。操業のための出港前の準備業務および帰港後の整理業務に大半の船員が従事した期間を含みます。



1人歩歩合金とは

船舶の乗組員に対して支払われた歩合金（同種の漁獲物の採捕に従事し、労働の対価として支払われたものに限ります。）の1人歩あたりの額をいいます。次の計算方法で算出します。

- ① 1人歩歩合金 = 船員取得金 (②) ÷ 持歩総計 (各船員に配分する持歩の総計)
- ② 船員取得金 = 歩合金船員配分総額 (③) + 準備期間・整理期間の報酬
- ③ 歩合金船員配分総額 = 漁業益金 (④) × 歩合金配当率 (船員に配分すると定められた割合)
- ④ 漁業益金 = 水揚金額 - 市場手数料等 - 大仲経費 - その他控除額

持歩とは

歩合金の配分にあたって各船員別に定められている持歩、持代、持率、職務ごとの船内配分率等をいいます。（例：漁労長1.8人歩、甲板員1.0人歩）

船員保険適用関係届書 掲載ページ

船舶所有者や船員の方に関する申請・届出様式を掲載しています。

<https://www.nenkin.go.jp/shinsei/kounen/seninhoken/index.html>



船員保険届書

検索